

第 22 期第 19 回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 6 年 3 月 4 日（月） 13 時 30 分から 14 時 00 分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町 238 番地  
道総研中央水産試験場 3 階 大会議室
- 3 出席委員 濱野勝男 池守力 丹野雅彦 小西正之  
松尾英二 川内谷藤一 池田幸雄 伊藤保夫  
上山稔彦 太田誠 鎌田英暢 中村貞夫
- 4 欠席委員 佐藤一義 野崎泰生 佐藤昌紀
- 5 臨席者 石狩振興局産業振興部水産課 課長 相川英毅  
石狩振興局産業振興部水産課 水産振興係長 吉田明弘  
後志総合振興局産業振興部水産課 課長 岩田直樹  
後志総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 竹嶋寿弥
- 6 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 林恒之  
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 佐藤和
- 7 議案事項 議案第 1 号 特定水産資源に関する令和 6 管理年度における漁獲可能  
量の当初配分案等について（答申）  
議案第 2 号 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等  
について（答申）
- 8 報告事項
- 9 その他

【議事の概要】

林事務局長	ただいまから、第 22 期第 19 回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたりまして、濱野会長よりご挨拶申し上げます。
濱野会長	今期第 19 回委員会の開催のご案内をさしあげましたところ、皆様方には時節柄大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また本日は石狩振興局の相川課長様、後志総合振興局の岩田課長様、また職員の皆様方には、公務でお忙しい中出席いただきありがとうございます。さて本日申し上げる議案は、2 件ございますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。
林事務局長	続いて、本日ご臨席の来賓の方々をご紹介いたします。石狩振興局の相川水産課長です。後志総合振興局の岩田水産課長です。この後は、濱野会長に会議を進行していただきます。

濱野会長

それでは、初めに出席委員報告をいたします。本日は、佐藤一義委員、野崎委員、佐藤昌紀委員が所用により欠席しております。従いまして、委員総数15名中、出席は12名であり、過半数に達しておりますので、本日の委員会は成立しております。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条の規定により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、伊藤委員と川内谷委員にお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第1号について、事務局より説明願います。

林事務局長

「議案第1号特定水産資源に関する令和6年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。資料1は北海道知事からの諮問文となります。漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源くろまぐろ、すけとうだら、するめいかに関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、別紙2の取扱いとするため、同条第5項において準用する第2項の規定に基づき、併せて当委員会に諮問があったものです。まず、令和6管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。諮問文の別紙1に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。6ページ目、資料1-1令和6年のTACについてをご覧ください。これは、2月8日に開催された水産政策審議会資源管理分科会を経て、国から示された令和6年の漁獲可能量の当初配分に基づき、北海道に定められた、くろまぐろ以外の数量の概要などを示したものです。まず、関係があるすけとうだら日本海北部系群についてですが、日本海北部系群の2022年の親魚量は10万8千トンで、限界管理基準値を下回る状態となっておりますが、資源評価の結果、親魚量が増加したことにより、2万2千900トンが令和6年のTACとして設定されています。配分は大臣許可漁業へ1万5千400トン、北海道漁獲可能量は7千400トンとなっております。また、前年のTAC未利用分について、5%を上限に繰り越すことが、継続されます。次に、するめいかですが、冬季発生群と秋季発生群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。冬季発生系群のMSYを達成する親魚量は23万4千トンのところ、2022年の親魚量は5万6千トンで、限界管理基準値を下回る資源状況、また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は32万9千トンのところ、2022年の親魚量は19万4千トンで目標管理基準値を下回る資源状態となっております。するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、令和6管理年度は令和5管理年度と同様に、両系群の合計値の7万9千200トンが、令和6年のTACとして設定されています。しかしながら、最新の資源評価において7万9千200トン全てを消化した場合、資源が絶滅してしまうリスクが出てきた一方で、漁獲量が直近の漁獲実績である令和2年度から4年度の平均漁獲量である2万9千トンであれば、資源は増加し

ていく見込みであることから、令和6管理年度は引き続き我が国全体のTACは7万9千200トンとするものの、5万200トンは配分を留保し、大臣許可漁業への配分が2万1千トン、北海道漁獲可能量は2千400トンとなっています。なお、クロマグロについては別途ご説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。これは、すけとうだら知事管理分の配分の考え方です。④に日本海海域に関する記載がありますが、「すけとうだら漁業」と「その他漁業」の配分は「令和4年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「前年当初のTACの配分比率」を1:1で按分した比率により配分することとしております。日本海7千400トンのうち、すけとうだら漁業5千5百40トン、その他漁業が現行水準となっています。詳細な計算は9ページに記載がありますので、後ほどお目通し願います。資料1-3をご覧ください。するめいかのTAC設定と配分についてです。令和4年から数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、国から示された漁獲可能量2千400トン全量が「北海道するめいかを採捕する漁業」へ配分されます。なお、現行水準から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、資料1-7に詳細を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。また、TACは大幅減となりましたが、国の留保は5万200トンと潤沢にあり、北海道は留保枠から優先的に追加配分を受けられる制度が運用されております。加えて、速やかな留保枠からの配分の仕組みとして、一定の漁獲量の積み上がりにより予め定めた計算方法により自動的に都道府県へ配分されるルールが規定され、令和6管理年度も引き続き運用可能となっており、5万200トンの留保枠から随時追加配分を受けることができることから、定置等の操業に支障は生じないものと考えております。資料1-4をご覧ください。くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。詳細な経緯と内容は資料1-6に記載しているので後ほどお目通しいただければと思います。このため、令和6管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量、それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしておりますが、小型魚につきましては、過去の超過分の差し引きが終了したことにより、113トンが配分されております。また、大型魚は320.7トンが配分されています。今後、令和5管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みとなっております。12ページ目に資料1-5として「令和5年と令和6年の配分量の比較について」を添付しておりますので後ほどお目通しいただければと思います。最後に、4ページ目、別紙2をご覧ください。こちらは、国の留保枠からの追加配分や都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間の融通による数量の変更について、予め決められた方法により配分することで、関係する海区委員会には事後報

告で対応できることとするものです。予め決められた方法として、くろまぐろは、全量を北海道くろまぐろ漁業に配分すること。すけとうだら日本海系群の繰越部分は、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分すること。するめいかに係る国の留保からの追加配分や融通については、全量を北海道するめいか漁業に配分すること。これらを資源管理方針別紙の中で規定しております。これら、いずれも知事の裁量の余地のない機械的な変更であり、北海道のTAC配分量を迅速に増やし、円滑な操業を確保するため、関係海区委員会には事後報告で対応させて頂きたいとのことです。以上、諮問内容の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

濱野会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

無ければ、議案第1号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に、議案第2号を上程します。事務局より説明願ひます。

林事務局長

「議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」ご説明申し上げます。資料2をご覧ください。資料2は北海道知事からの諮問文となります。漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。漁業許可の更新の際、新規の許可として制限措置などを公示し、申請者を募集する流れとなりますが、更新の日の約2ヶ月前までに、公示しなければならぬとなっており、これに該当する漁業許可について諮問があり、今回審議するものです。6ページ、資料3をご覧ください。対象となる漁業種類の一覧となりますが、本庁処分3種類、石狩振興局処分3種類の計6種類となります。7ページからは公示案となります。7ページは本庁処分、いるか突棒漁業。8ページから13ページは本庁処分、いか釣り漁業の道外者。14ページは本庁処分、かにかこ漁業ベにずわいがに。15ページは石狩振興局、潜水器漁業。16ページは石狩振興局、なまこけた網漁業。17ページは石狩振興局、貝けた網漁業となります。制限措置の設定の基本的な考え方は、対象資源の状態や漁業調整資源利用の観点から、原則、現行の操業区域、漁業時期、操業区域ごとで許可されている船舶の数をもって制限措置とする考えになります。このため、特に(2)操業区域、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数にあつては、更新前の許可区域、許可隻数をもって制限措置としています。申請すべき期間については、公示日から1ヶ月を下らないよう設定しており、備考には、大臣許可で行う公示方法を参考に、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等に際して付す予定の、従前の「許可の制限条件」に相当する「許可等の条件」を記載した公示内容としています。なお、

操業区域や船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、許可等の条件などの内容は、「制限措置等の取扱い」において詳細を定めることとなり、原則、現状の許可実態を踏まえた内容で整理しており、現在 許可を受けている者は、従前どおりの操業が行えるよう定めております。参考資料として19ページ以降に「制限措置等の取扱い」を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。18ページ、資料4をご覧ください。「許可等の基準」ですが、これは、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経ても、なお、公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくのかの基準となるものです。この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則で規定されています。内容については、操業実績者が優先的に許可されるよう規定されておりますので、詳細につきましては、後ほど、資料によりご確認願います。道は、許可受有者の安定的・継続的な経営が最も重要と考えており、第一に許可受有者を優先的に許可し、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可していく考えです。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

無ければ、議案第2号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。これで、本日の議案はすべて終了しましたが、委員から何かありますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

なければ、これで委員会を閉じさせていただきます。  
本日は、ありがとうございました。

林事務局長

以上で、第19回の委員会を終了いたします。